

尾張旭市監査公表第5号

令和6年12月5日付け尾張旭市監査公表第29号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年12月24日付け6こ第313号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

こども子育て部こども課

監査の指摘事項	措置状況
<p>三郷児童館において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項に規定される許可をいう。）を得ていない電話柱の存在を確認した。</p> <p>この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話柱設置者による行政財産の目的外使用に気付かずになっていたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。</p>	<p>当該電話柱については、定例監査に先立つ現地確認の際に存在を把握後、電話柱設置者と確認・調整を実施し、令和6年10月15日付けで行政財産目的外使用許可申請書の提出を受け、10月24日付けで行政財産の目的外使用を許可しました。</p> <p>併せて、全ての児童館の敷地について、手続が漏れている電話柱等が存在しないことを確認しました。</p>
<p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルが付されていないものが散見された。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>尾張旭市物品管理規則の規定による検査については、毎年7月を目途に実施するよう、児童館の年間スケジュールに組み込むこととします。</p> <p>備品ラベルについては、各児童館に備品ラベルを配付し、再度点検の上、必要事項を記入、貼付します。今後は、上記の検査時にラベルの状況も確認し、棄損等がある場合は、配布した備品ラベルを付す</p>

	<p>こととします。</p>
<p>本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度放課後児童対策事業は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。</p> <p>ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>契約の決裁事務において、「随意契約の内容の公表」は作成していたものの、電子データの送付を失念していたため、早急にデータを送付し、ホームページ上で公表を行いました。</p> <p>今後は送付漏れ等がないよう随意契約の内容公表が必要な事務については、データを格納するフォルダ内に注意喚起のメモを作成し、再発防止に努めます。</p> <p>併せて、契約伺いの決裁に施行日を記載するに当たっては、内容公表の電子データを総務課へ送信した後に記入するよう徹底します。</p>